

日本労働年鑑 第28集 1956年版  
The Labour Year Book of Japan 1956

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第二章 労働判例

第一節 不当労働行為・解雇

不当労働行為の判例としては、山岡内燃機に関する不当労働行為救済命令取消事件の最高裁第二小法廷の判決(二九・五・二八)がでた。この事件は社長が、長浜工場の労働組合が連合会に加入する場合、近く行く人員整理について特別扱いはできないという趣旨の演説を従業員や父兄にし、そのため同工場は連合会を脱退したが、これに反対する多数の者は解雇されたので、滋賀地方労委がこれを支配介入の不当労働行為として救済したことにたいして争った事件である。最高裁は、原審大阪高裁の判決、(第一審滋賀地裁と同じ)を承認して、会社の上告を棄却した。この判決理由には「客観的に組合活動に対する非難と組合活動を理由とする不利益取扱の暗示とを含むものと認められる発言により、組合の運営に対し影響を及ぼした事実がある以上、たとえ発言者に主観的認識乃至目的がなかったとしても、なお、労働組合法七条三号にいう組合の運営に対する介入があったものと解するのが相当である」と主張している。

つぎに、キャンプ淵野辺事件にたいして中労委再審命令が出された。この事件は申立人の一人が「病欠勤期間中他の機関のために働いた」との理由で解雇の予告を受け、他の一人が部隊から直接、「保安上の理由」及び「本人の責に帰すべき重大な理由」に基き、即時解雇をいわたされた事件である。これにたいして第一審では「本件のごとく通常解雇事件と異り、被申立人において解雇理由の具体的内容について知り得ないままに解雇の措置をとる外なき本件の場合、やむを得ないものであるから、労組法第七条第一号に該当しない」と判断したのにたいし、つぎのような要旨にもとずいて初審命令を取消した。

(保安上の解雇と不当労働行為の認定方法)

——キャンプ淵野辺事件、中労委再審命令、昭和二九年五月一二日——

要旨

一、駐留軍労務者が、保安上の理由で解雇された場合、労働委員会は、軍の保安にふれてまで事実を認定する必要はなく、解雇がそれに籍口された不当労働行為であるかないかを判断すれば足りる。従って解雇が保安ということに籍口されたものでないということを推認させるに足りる限度の事実の主張があればその主張事実に対する反証の立証を申立人に求めるという例外的措置によって不当労働行為であるかないかの認定をなしうる。

主文

一、初審命令を取消す。

二、再審被申立人は、再審査申立人畠中菊次及同伊藤民次郎を原職又は原職同等の

職に復帰させ解雇から復職に至るまでの間に右再審査申立人等が受くべかりし賃金相当額を支払わなければならない。

全駐労追浜分会事件の神奈川地労委救済命令は、施設内で雇傭運転手に組合加入を勧誘した理由で解雇された事件について発せられたものである。その要旨と命令の主文はつぎの通り。

(協約上の手続を怠った組合活動と解雇)

——全駐労追浜分会事件、神奈川地労委救済命令 昭和二九年一月三〇日——

要旨

- 一、軍基地管理権に抵触しない正当な組合活動を協約上の手続をふまなかったという理由で、最も重い解雇処分にはすることは不当。
- 一、予告手当、解雇手当を審問終結後受領することは解雇の承認とならずと誤信して受領した場合、解雇の承認とは認められない。

主文

- 一、被申立人が昭和二十八年八月二日附柳町健吉になした解雇を取消し、柳町健吉になした解雇前と同一労働条件で追浜兵器工場輸送部に復職させなければならない。
- 二、被申立人は柳町健吉に対し、解雇の通知をなした昭和二十八年八月二日以降前項復職に至る迄の賃金相当額を支払わなければならない。

全駐労大阪地区本部事件は、病欠勤中に組合活動を行ったことを理由にして米軍から解雇された事件であるが、これにたいして大阪地労委は「本件解雇は正当な組合活動を理由にしてなされたものである。労働組合法第一号に該当する不当労働行為」と断定した。

その要旨と命令主文は次の通り。

(病欠休暇中の組合活動と解雇)

——全駐労大阪地区本部事件、大阪地労委救済命令、昭和二九年一月三〇日——

要旨

- 一、病欠休暇中に組合活動をしたとしても、本人の組合における地位並に当時の客観情勢、本人の慎重な行動を考慮すると解雇処分は不当。

主文

- 一、使用者は、山本一郎を原職に復帰せしめること。
- 二、使用者は、山本一郎の解雇当日より復職の日までの間、同人が原職にあれば受くべかりし賃金相当額を山本一郎に支払うこと。
- 三、前二項は本命令交付の日より十日以内に行うこと。

島原鉄道事件は、島原鉄道労組が労働協約改訂、越年資金支給の要求をして争議行為に入ったが、会社はこれと殆ど団体交渉を行わないで組合切崩しを行い、同会社自動車部の独立採算制を強行し、職制を通じて自動車部労働組合の結成を行わしめた事件である。これにたいして長崎地労委は、第二組合の自主性については「組合分裂を醸成せしめるような地盤が絶無であったとは称しえない」と判断しながらも、しかし「被申立人会社の支配介入という事実と、第二組合の自主性のそれとを彼此較量する場合、本件はあきらかに会社側の支配介入によって第二組合が結成せらるるに至ったものと断定せざるをえない」としている。要旨及び命令主文は次の通り。

(第二組合の発生と不当労働行為との関係)

——島原鉄道事件、長崎地労委救済命令、昭和二九年一月二九日——

要旨

- 一、第二組合の発生する地盤があり、これに呼応せんとする或る程度の自主的な動きが存在しても、他面会社の支配介入が第一組合を分裂させ第二組合の結成を促進せしめた場合、不当労働行為は成立する。

主文

(1) 被申立人会社は、島原鉄道労働組合の運営に支配介入し、かつ、その自主的な組合活動を妨害するような言動を一切行ってはならない。

(2) 被申立人会社は、本命令書交付の日から七日以内に、縦二尺横三尺の木板(又は厚紙)に墨汁を以て、左記の通り明記して島原鉄道株式会社本社、諫早駅、島原駅、加津佐駅および自動車中央発着所、島原鉄道労働組合事務所の見易い場所を選んでこれを七日間掲示しなければならない。

会社は島原鉄道労働組合の運営に支配介入し、その自主的な組合活動を妨害するような言動を行ったことの非を認め、今後は一切この種の行為を繰り返さないことを誓約する。

右長崎県地方労働委員会の命令により表明する。

昭和二十九年六月 日(提出の日)

島原鉄道株式会社

右代表者取締役社長 古川箴一

(3) 被申立人会社は、前項の履行状況を遅滞なく長崎県地方労働委員会に文書を以て報告しなければならない。

(4) 申立人組合のその余の請求はこれを棄却する。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---